

第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項

1 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する基本的な考え方

盛岡市における歴史的風致の維持及び向上を推進するため、本計画の第3章に記している、歴史的建造物の維持保全、市民の歴史文化への理解と地域固有の歴史文化の振興、史跡盛岡城跡の整備・活用、まちなみと良好な景観形成に関する方針に基づき、歴史的風致維持向上施設の整備又は維持・管理に関連する各種事業を推進することにより、その効果を市民や観光客が実感できるよう取り組むものとする。

また、本計画の達成状況を評価するため、まちづくり評価アンケートにおける、「盛岡らしい景観が形成されている」「文化財の保護や活用が図られている」と感じる市民の割合を成果指標としながら、事業の推進を図るものとする。

歴史的建造物の維持管理については、文化財保護法をはじめ関係する法律及び条例に基づき、適切な維持管理を行うものとする。なお、日常管理については、所有者及び管理者による管理を基本とするが、国や県、市の関係部局との連携により、確実な維持管理が行えるよう指導や助言、支援を行うものとする。

整備に当たっては、所有者や管理者との協議と合意形成を踏まえ、歴史資料としての真実性の確認が必要となることから、対象となる歴史的建造物の特性やこれまでの修復履歴等の調査に加え、周辺の歴史的環境等についても十分に調査、検証を行い、必要に応じて文化庁や岩手県教育委員会、盛岡市文化財保護審議会委員など有識者の指導・助言を得ながら実施するものとする。また、民間が所有・管理する建造物については、必要に応じて所有者の負担軽減のための補助制度を活用するものとする。

また、整備を行う歴史的風致維持向上施設については、施設の持つ特性を活かし、積極的な利活用を推進するものとし、来訪者に歴史的建造物の持つ魅力や価値を理解していただきながら、歴史的風致の維持向上に努めていくものとする。

なお、事業の実施に際しては、その効果を見極めながら、計画的に取り組んでいくものとする。

(1) 歴史的建造物の維持保全に関連する事業

- 1-1 旧第九十銀行保存修理事業
- 1-2 歴史的風致形成建造物保存整備事業
- 1-3 歴史的風致形成建造物維持管理事業
- 1-4 歴史的風致形成建造物修理・修景事業
- 1-5 盛岡城跡保存整備事業

(2) 市民の歴史文化への理解と地域固有の歴史文化の活用に関連する事業

- 2-1 市内民俗芸能・祭礼継承支援事業
- 2-2 無形民俗文化財継承支援事業
- 2-3 歴史的建造物調査事業
- 2-4 歴史文化資源情報発信事業
- 2-5 地場・伝統産業支援事業
- 2-6 盛岡小さな博物館事業

(3) まちなみと良好な景観形成に関連する事業

- 3-1 無電柱化事業
- 3-2 大慈寺地区街なみ環境整備事業
- 3-3 高松公園整備事業
- 3-4 環境保護地区維持管理事業

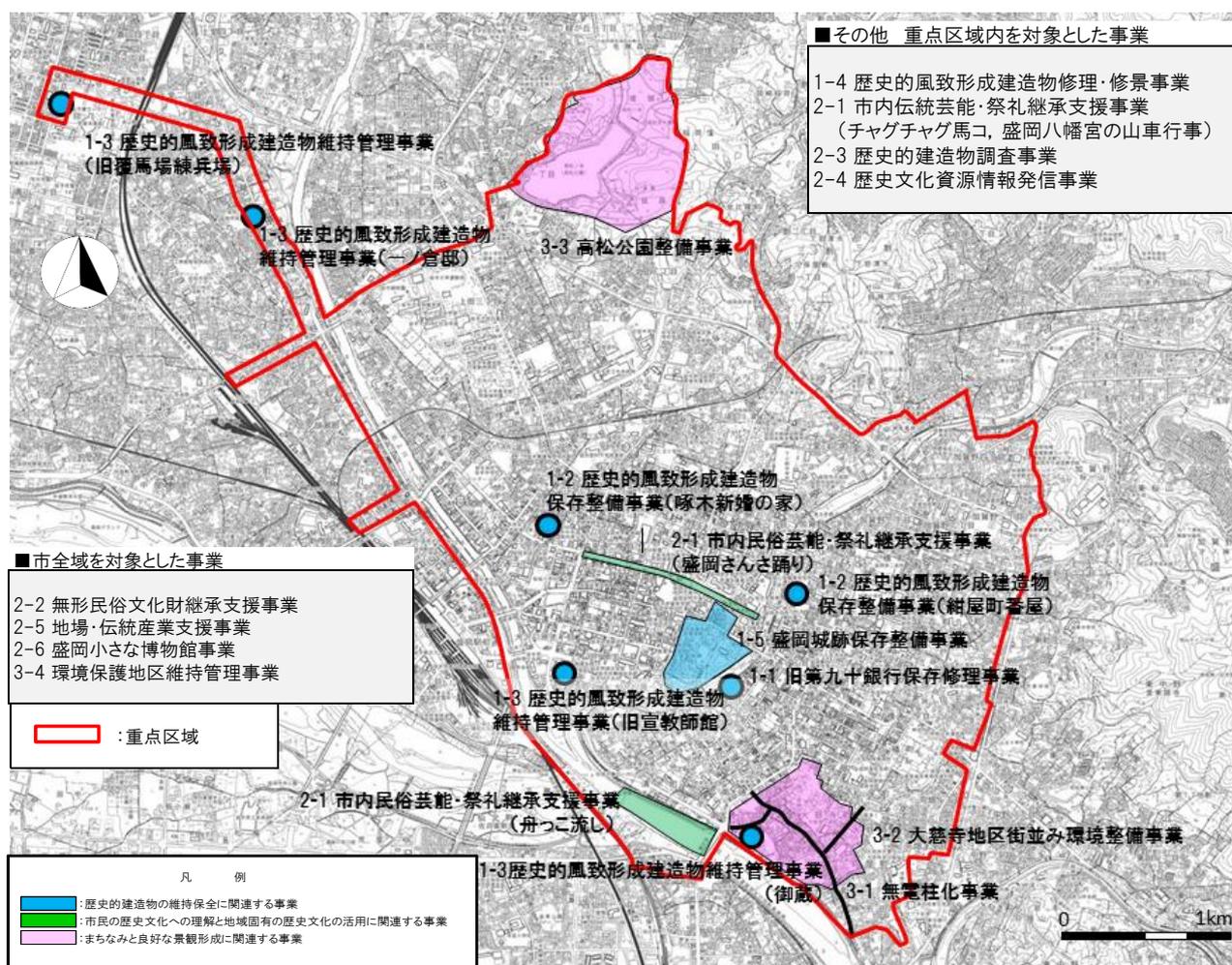


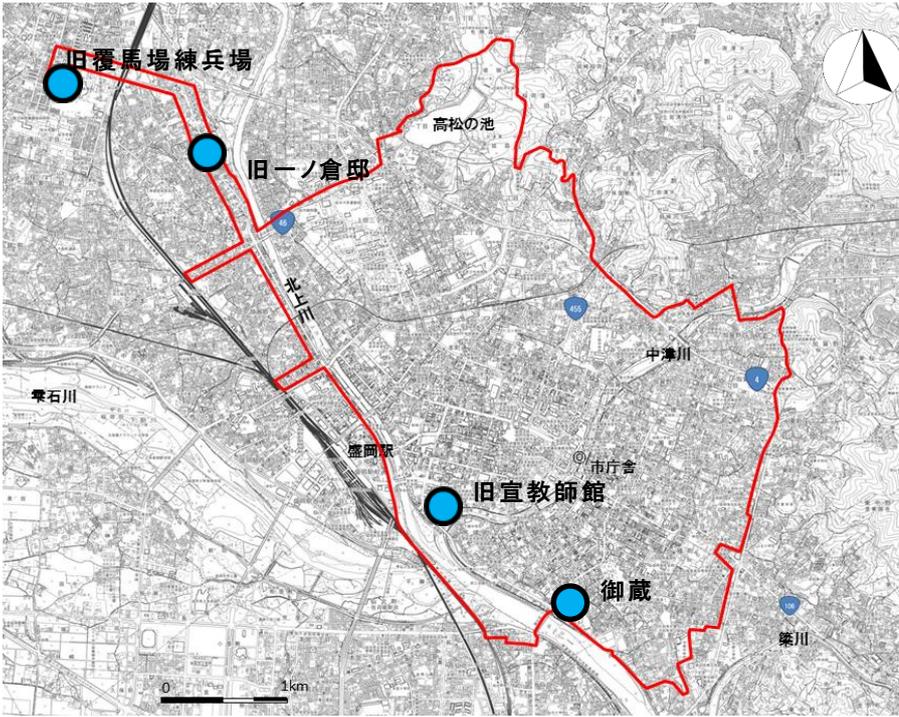
図 事業計画箇所

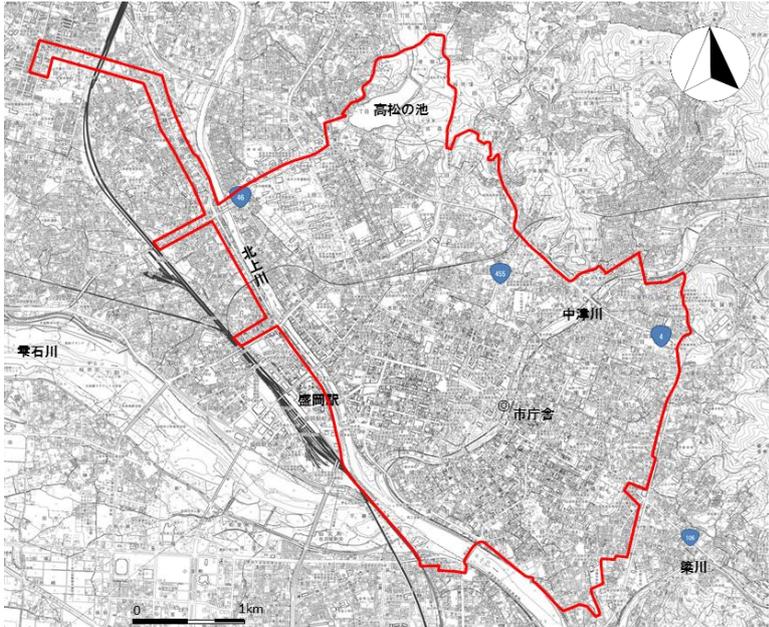
2 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理のための事業

(1) 歴史的建造物の維持保全に関連する事業

事業名	1-1 旧第九十銀行本店本館保存修理事業
事業主体	盛岡市
事業期間	平成30年度～平成39年度
事業手法 (支援事業名)	市単独事業
事業位置	重点区域(中ノ橋通一丁目)
	
事業概要	<p>重要文化財である旧第九十銀行本店本館(もりおか啄木・賢治青春館)を適切に維持管理するとともに、建物修復整備を行う。また、建造物周辺(指定範囲外)の門柱等の修景整備等を行う。</p>
	 <p style="text-align: center;">旧第九十銀行本店本館</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>盛岡を代表する歴史的建造物を修理、修景、活用することにより、歴史的建造物の価値と魅力を高めることができ、市内外の人々に活用されることができ、盛岡八幡宮とその周辺の祭礼に見る歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

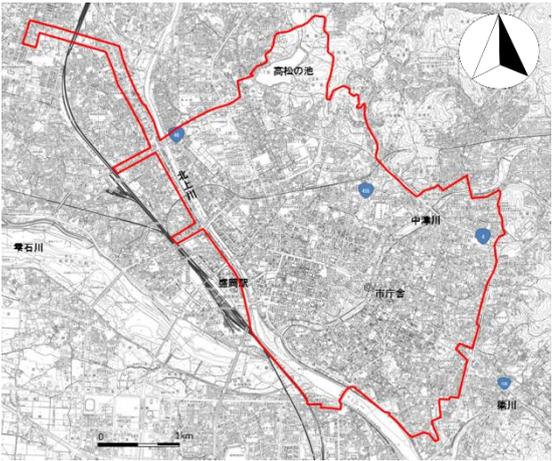
事業名	1-2 歴史的風致形成建造物保存整備事業
事業主体	盛岡市
事業期間	平成31年度～平成39年度
事業手法 (支援事業名)	社会資本整備総合交付金（街なみ環境整備事業【景観重要建造物 紺屋町番屋，石川啄木新婚の家】），市単独事業
事業箇所	重点区域（紺屋町：紺屋町番屋，中央通三丁目：石川啄木新婚の家） 
事業概要	景観重要建造物に指定されている紺屋町番屋，市指定文化財である石川啄木新婚の家について，歴史的風致形成建造物に指定した上で，維持保全と利活用の推進を図るため，建物の改修を行う。  
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	歴史的価値の高い建造物を改修することにより，建物の持つ価値と魅力が向上し，活用機会の増加が期待できるとともに，次世代に継承することができることから，盛岡八幡宮とその周辺の祭礼にみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

事業名	1-3 歴史的風致形成建造物維持管理事業
事業主体	盛岡市
事業期間	平成30年度～平成39年度
事業手法 (支援事業名)	社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業), 市単独事業
事業箇所	重点区域(青山二丁目, 安倍館町, 大沢川原, 南大通三丁目) 
事業概要	<p>市所有の景観重要建造物である「旧宣教師館」・「御蔵」・「旧覆馬場練兵場」, 保護庭園「一ノ倉邸」について, 歴史的風致形成建造物に指定した上で, 保存修理等を行うとともに, 適切かつ円滑な維持管理と建物の公開・活用等を積極的に推進する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">     </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; text-align: center;"> 旧宣教師館 御蔵 旧覆馬場練兵場 一ノ倉邸 </div>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>当該事業によって, 歴史的に価値の高い建造物の維持管理が図られ, 建物を次世代に継承できるとともに, 施設の有効活用により地域の歴史的・文化的景観も向上することから, 盛岡八幡宮とその周辺の祭礼にみる歴史的風致, 水と関わる暮らしにみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

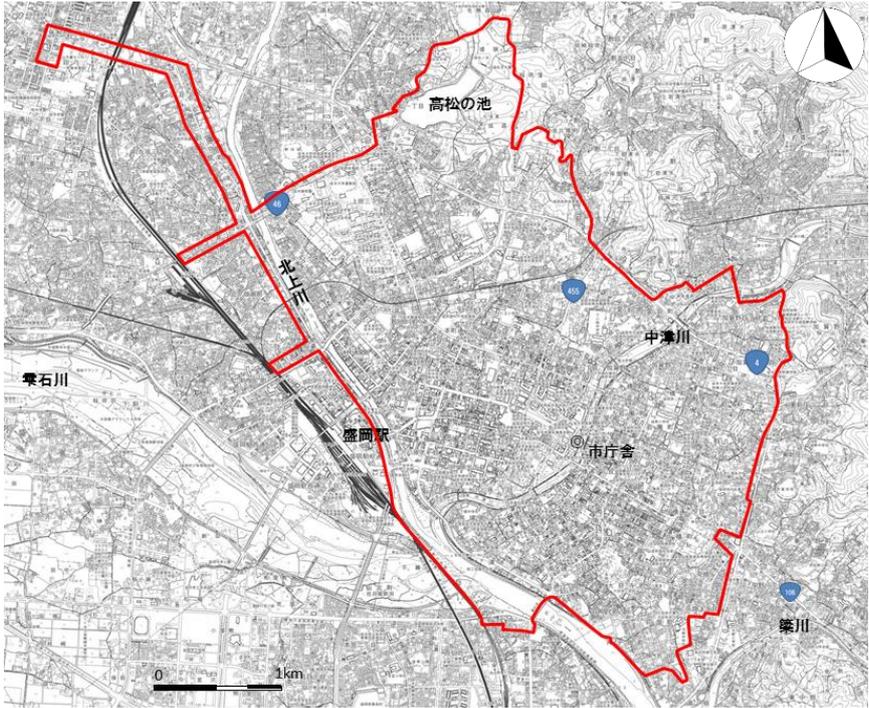
事業名	1-4 歴史的風致形成建造物修理・修景事業
事業主体	盛岡市
事業期間	平成31年度～平成39年度
事業手法 (支援事業名)	社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業), 市単独事業
事業箇所	重点区域内 
事業概要	歴史的風致形成建造物に指定した建造物の外観等の保全に係る修理・修景整備を行う建物所有者に対し, 事業に係る経費の助成を行う。 
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	重点区域内において, 歴史的風致を形成する要素である歴史的風致形成建造物を保全するための適正な維持・管理について, 所有者等を支援していくことで, 盛岡さんさ踊りにみる歴史的風致, 盛岡八幡宮とその周辺の祭礼にみる歴史的風致, 水と関わる暮らしにみる歴史的風致, 盛岡の伝統産業にみる歴史的風致の維持向上に寄与する。

事業名	1-5 盛岡城跡保存整備事業
事業主体	盛岡市
事業期間	昭和 59 年度～平成 39 年度
事業手法 (支援事業名)	国宝重要文化財等保存整備費補助金（歴史生き生き！史跡等総合活用整備事業），市単独事業
事業位置	内丸地内 
事業概要	<p>史跡盛岡城跡と岩手公園（愛称：盛岡城跡公園）の歴史的価値と象徴性を高めるため、各種調査を行いながら、石垣修復や遺構整備のほか、公園施設整備等を実施する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>史跡盛岡城跡</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>三ノ丸地区の発掘調査</p> </div> </div>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>盛岡を代表する歴史遺産である盛岡城跡の調査及び保存整備を実施することにより、史跡としての歴史的価値と公園としての文化的価値が高まることが期待され、盛岡さんさ踊りにみる歴史的風致、盛岡八幡宮とその周辺の祭礼にみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

(2) 市民の歴史文化への理解と地域固有の歴史文化の活用に関連する事業

事業名	2-1 市内民俗芸能・祭礼継承支援事業
事業主体	盛岡市
事業期間	平成30年度～平成39年度
事業手法 (支援事業名)	市単独事業
事業位置	重点区域内 
事業概要	<p>チャグチャグ馬コの装束や、盛岡八幡宮の山車行事で使われる山車の修理・更新等のほか、舟っこ流しや盛岡さんさ踊りなどの行事を次世代に継承していくための講習会や情報発信の機会などを設ける。</p>  <p>写真：上段左から、チャグチャグ馬コ、舟っこ流し、盛岡八幡宮の山車行事。下段、盛岡さんさ踊り</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>各地に伝承されている民俗芸能や祭礼は、盛岡独特の歴史的風致を形成している。当該事業によって、盛岡の知名度向上やまちなかの賑わい創出が期待されるとともに、行事の保存・継承活動につながることから、盛岡さんさ踊りにみる歴史的風致及び盛岡八幡宮とその周辺の祭礼にみる歴史的風致、水と関わる暮らしにみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

事業名	2-2 無形民俗文化財継承支援事業
事業主体	盛岡市無形民俗文化財連絡協議会
事業期間	平成30年度～平成39年度
事業手法 (支援事業名)	文化遺産を活かした観光振興・地域活性化事業(文化庁), 市単独事業
事業位置	市全域
事業概要	<p>市内各地に所在する無形民俗文化財の保存・継承のため, 用具等の更新支援を行うとともに, 後継者の確保・育成を図るため, 青少年による発表の場を設ける。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>青少年による, 黒川田植踊り(左), 大宮さんさ踊り(右)の発表</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>当該事業によって, 無形民俗文化財の継承に必要な用具の更新とともに, 継承者の育成が図られるなど, 裾野を広げる効果が期待できることから, 盛岡の歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

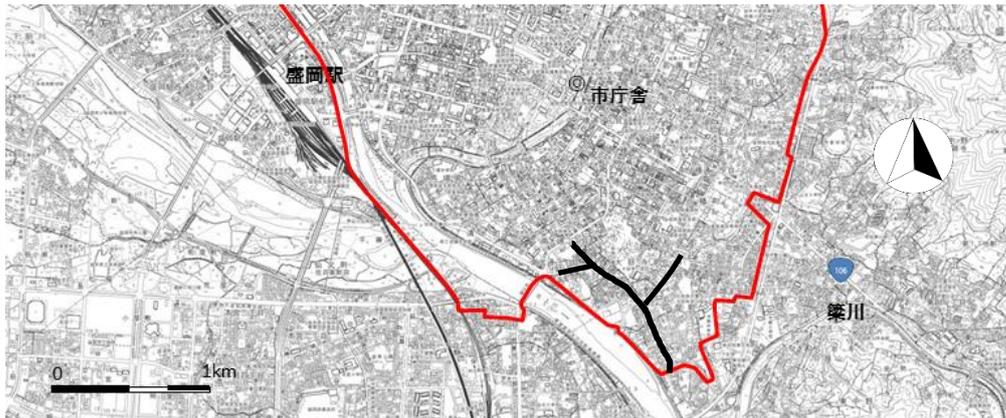
事業名	2-3 歴史的建造物調査事業
事業主体	盛岡市
事業期間	平成30年度～平成39年度
事業手法 (支援事業名)	市単独事業
事業位置	重点区域内 
事業概要	重点区域内における未指定・未登録の歴史的建造物の保存・活用を推進するため、建造物の構造や来歴の調査を、設計事務所やまちづくりNPO団体等に依頼し、歴史的風致形成建造物の指定を推進する。
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	未指定・未登録の歴史的建造物の調査・研究を進めることにより、建造物の歴史的・文化的な価値を明らかにすることができ、適切な維持管理や保存・活用につなげることができることから、盛岡の歴史的風致の維持向上に寄与する。

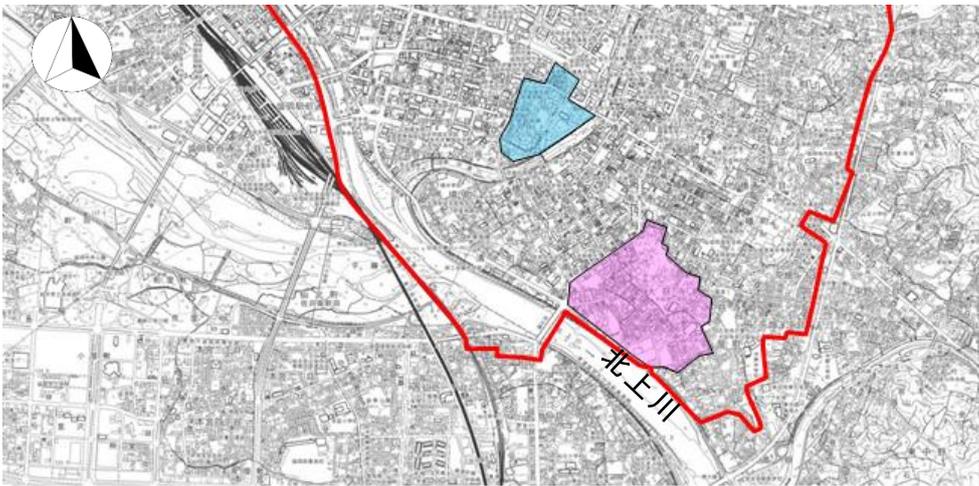
事業名	2-4 歴史文化資源情報発信事業
事業主体	盛岡市
事業期間	平成30年度～平成39年度
事業手法 (支援事業名)	市単独事業
事業位置	重点区域内
事業概要	<p>歴史的建造物の周辺など、来訪者が多い場所において、歴史文化資産の紹介や観光ルートなどに関する案内板及び説明板等の新設・更新・修繕を行うほか、解説パンフレット等を作成する。なお、案内板・説明板の整備、パンフレットの作成に当たっては、多言語化や通信機器との対応を検討する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>文化財説明板</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>観光案内板</p> </div> </div>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>本事業は、歴史的風致の基盤となる歴史文化資産に関する説明板や観光ルート等を案内する看板の設置、解説パンフレットを作成することにより、盛岡の歴史文化に関する理解を深め、歴史資源の適切な保存や管理につながることを期待できる。また、盛岡を訪れる観光客に対し、周遊観光の利便性が図られることから、盛岡の歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

事業名	2-5 地場・伝統産業振興事業
事業主体	盛岡市
事業期間	平成30年度～平成39年度
事業手法 (支援事業名)	市単独事業
事業位置	市全域
事業概要	<p>本県を代表する伝統的工芸品である南部鉄器は、技術の継承が課題となっていることから、後継者育成のため若手職人による展示会を開催するなど、伝統産業の保護・育成を図る。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>南部鉄器の製造</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>鉄瓶・鍋</p> </div> </div>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>岩手県を代表する工芸品である南部鉄器は、伝統的技術の継承が課題となっており、後継者の育成・確保することが急務となっている。</p> <p>当該事業によって、南部鉄器製造技術の確実な継承と後継者の育成、技術力の向上につながることを期待できることから、盛岡の伝統産業にみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

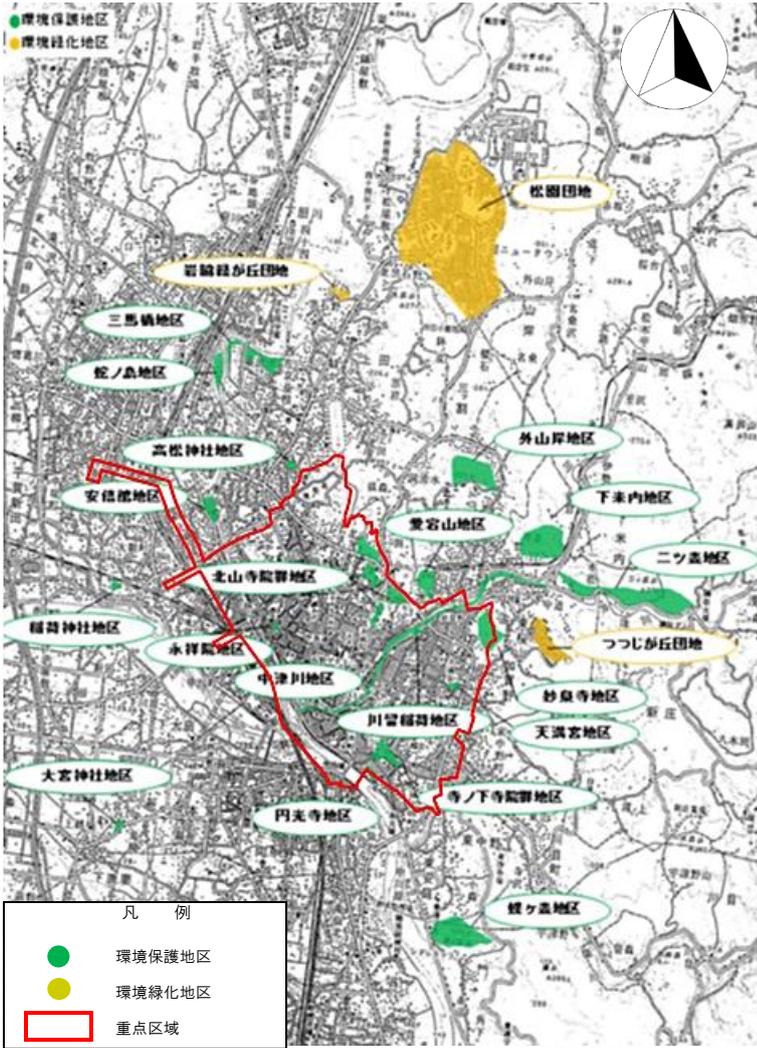
事業名	2-6 盛岡小さな博物館事業
事業主体	盛岡市産業まつり実行委員会
事業期間	平成30年度～平成39年度
事業手法 (支援事業名)	市単独事業
事業位置	市全域
事業概要	<p>伝統的な産品等を製造・販売している店舗や工房を訪れた市民や観光客、修学旅行生等に対し、販売品の生産工程や技法の解説等を行うとともに、ホームページやパンフレット等による情報発信を進め、周知を図る。</p>  <p style="text-align: center;">南部鉄器の工房（鈴木盛久工房）</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>伝統ある地場産品の製造・販売の様子に触れることにより、盛岡の工芸技術や味わいある商品を県内外にアピールすることができ、認知度の向上に伴い、生産活動の活性化と担い手の育成につながることを期待できることから、盛岡の伝統産業にみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

(3) まちなみと良好な景観形成に関連する事業

事業名	3-1 無電柱化事業
事業主体	盛岡市
事業期間	平成31年度～平成33年度
事業手法 (支援事業名)	社会資本整備総合交付金（道路事業，都市再生整備計画事業又は街なみ環境整備事業），市単独事業
事業位置	南大通二丁目，大慈寺町，鉦屋町地内 
事業概要	<p>盛岡市歴史的街並み保存活用計画において，重点保存地区となっている大慈寺地区の歴史的景観を保全するため，電線共同溝整備事業等を推進する。</p>  <p style="text-align: center;">鉦屋町のまちなみと電線</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	当該事業によって，旧街道の幅員や線形を保存しながら，道路景観の改善が図られるとともに，歴史的景観を楽しみながら散歩できる歩行空間の確保にもつながることから，盛岡八幡宮とその周辺の祭礼にみる歴史的風致，水と関わる暮らしにみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

事業名	3-2 大慈寺地区街なみ環境整備事業
事業主体	盛岡市・歴史的街なみ保存活用推進協議会
事業期間	平成20年度～平成39年度
事業手法 (支援事業名)	社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業), 市単独事業
事業位置	南大通二丁目, 鉈屋町, 大慈寺町地内 
事業概要	<p>地区内に所在する盛岡の町家の改修とその他歴史的建造物等の保存修理を実施する事業者等に対し, 修理に係る経費の助成を行い, 連続性のある歴史的まちなみを活用した観光活用や賑わいづくりを促進する。</p>  <p style="text-align: center;">盛岡の町家</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>当該事業によって, 地域住民との協働により, まちなみの歴史的・文化的景観の向上が図られるとともに, 修景整備された建物の利活用も促進されることから, 盛岡八幡宮とその周辺の祭礼にみる歴史的風致, 水と関わる暮らしにみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>

事業名	3-3 高松公園整備事業
事業主体	盛岡市
事業期間	昭和52年度～平成39年度
事業手法 (支援事業名)	社会資本整備総合交付金(都市公園等事業), 市単独事業
事業位置	高松, 上田字狐森ほか地内   整備計画区域: 
事業概要	江戸時代に造られた溜池を活用し, 明治期に整備された公園の歴史的・文化的価値を高めるとともに, 市民の憩いの場としての環境保全を図るため, 池の堤体や便益施設の整備等を推進する。   高松の池
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	盛岡市を代表する歴史的な公園である高松公園の整備を推進することにより, 公園としての文化的価値が高まることが期待され, 水と関わる暮らしにみる歴史的風致の維持及び向上に寄与する。

事業名	3-4 環境保護地区維持管理事業
事業主体	盛岡市
事業期間	昭和47年度～平成39年度
事業手法 (支援事業名)	市単独事業
事業位置	<p>環境保護地区，環境緑化地区</p> 
事業概要	<p>盛岡市自然環境及び歴史的環境保全条例に基づき，市街地周辺の歴史的建造物とそれを取りまく環境を環境保護地区として指定している。これら保護地区の保全のため，固定資産税の減免等により，所有者の負担軽減を図る。</p>
事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由	<p>当該事業により，歴史的建造物の周辺環境が保全されることから，盛岡における歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p>